株主各位

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡績株式会社

取締役社長 指 田 禎 一

第159回定時株主総会決議ご通知

拝啓ますすご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、本日開催の当社第 159 回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬具

記

報告事項 第 159 期 (平成13年 4 月 1 日から) 営業報告書、貸借対照表お 平成14年 3 月31日まで) 営業報告書、貸借対照表お よび損益計算書報告の件

本件は、上記計算書類の内容について報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第159期利益処分案承認の件

本件は、原案のとおり承認可決され、利益配当金は1株につき3円50銭となることが決定されました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、変更の内容につきましては、後記「定款一部変更について のご案内」をご参照ください。

第3号議案 取締役16名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に望月朗宏、指田禎一、藤野宏之、中井征志、馬場 璋、田崎研二、岩下俊士、戸田邦宏、竹内康夫、木下雅雄、髙際 一、田中秀幸、志村壮夫、鵜澤 静、品川方司、恩田義人の16名が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 退任取締役に対し慰労金贈呈の件

本件は、退任取締役 細谷幸生、石川久男の両氏に対し、在任中の労に報いるため、内規による一定の基準により、相当額の範囲内で慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期および方法等は、取締役会に一任することとして、原案のとおり承認可決されました。

以上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役および役付取締役 が次のとおり選任され、それぞれ就任いたしました。

取締役会長 望 月 朗 宏(前、取締役会長)

代表取締役 取締役社長 指 田 禎 一(前、代表取締役社長)

代表取締役 専務取締役 藤 野 宏 之(前、常務取締役)

代表取締役 専務取締役 中 井 征 志(前、常務取締役)

常務取締役 馬 場 璋(前、常務取締役)

常務取締役 田 崎 研 二 (前、常務取締役)

常務取締役 岩 下 俊 士(前、取締役)

常務取締役 戸 田 邦 宏(前、取締役)

常務取締役 竹 内 康 夫(前、取締役)

利益配当金のお支払いについて

第159期利益配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」により、払い渡しの期間(平成14年6月28日から平成14年7月31日まで)内に、最寄りの郵便局でお受け取りください。

なお、振込ご指定の方は、ご指定口座への入金をご確認ください。

単元未満株式のみご所有の株主各位へ

ご参考までに、第 159 期報告書(第 159 回定時株主総会招集ご通知添付書類)を同封いたしましたので、ご高覧ください。

以上

定款一部変更についてのご案内

定款変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

た				
	変 更 前 定 款		変 更 後 定 款	
(目的)		(目 的)		
第2条	当会社は次の業務を営むこと	第2条	当会社は次の業務を営むこと	
	をもって目的とする。		をもって目的とする。	
	1.~3. (記載省略)		1.~3. (現行どおり)	
	(新設)		4. 医薬品の製造及び販売	
	4.~14. (記載省略)		5.~15. (現行4.~14.に同	
	11. (IU#X E1.11)		(5) (5) (5) (5) (7) (7) (7) (7) (7)	
(株式総数、1株の金額、株式の消却)		(株式総数)		
	当会社の発行する株式の総数	弗 3 余	当会社の発行する株式の総数	
	は3億8,530万株とする。		は380,137千株とする。	
	但し、株式の消却が行なわれ		但し、株式の消却が行なわれ	
	た場合には、これに相当する		た場合には、これに相当する	
	株式数を減ずる。		株式数を減ずる。	
<u> </u>	当会社の発行する額面株式の		(削除)	
1	1株の金額は50円とする。			
(3)	当会社は取締役会の決議をも		(削除)	
	って23百万株を限度として、			
	平成10年6月26日後利益によ			
	る消却のために自己株式を買			
	<u>い受けることができる。</u>			
(1単位の株式の数)		(1単元の株式の数及び単元未満株券		
		の不発行	<u>ī</u>)	
第6条	当会社の1 <u>単位</u> の株式の数は	第6条	当会社の1 <u>単元</u> の株式の数は	
	1,000株とする。		1,000株とする。	
	(新設)	(2)	当会社は1単元の株式の数に	
			満たない株式(以下「単元未	
			満株式」という。) に係わる株	
			券を発行しない。但し、株式	
			取扱規定に定めるところにつ	
			いてはこの限りでない。	

変 更 前 定 款

(名義書換代理人、株主名簿及び実質株 主名簿の設置場所)

第7条 当会社は株式につき名義書換 代理人を置く。

> 名義書換代理人及びその事務 取扱場所は取締役会の決議に よって選定し、これを公告す る。

(2) 当会社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載、単位未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わないものとする。

(株式取扱規定)

第8条 当会社の発行する株券の種類、 株式の名義書換、実質株主名 簿への記載、株券の交付及び 単位未満株式の買取りその他 の株式に関する手続及び手数 料はこの定款に定めるものの ほか、取締役会の定める株式 取扱規定による。

変 更 後 定 款

(名義書換代理人、株主名簿及び実質株 主名簿の設置場所)

第7条 (現行どおり)

(2) 当会社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わないものとする。

(株式取扱規定)

第8条 当会社の発行する株券の種類、 株式の名義書換、実質株主名 簿への記載または記録、株券 の交付及び単元未満株式の買 取りその他の株式に関する手 続及び手数料はこの定款に定 めるもののほか、取締役会の 定める株式取扱規定による。

変 更 前 定 款

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

- 第9条 当会社は毎年4月1日から4 月30日まで株主名簿の記載の 変更を停止する。
 - 規定による金銭の分配をいう。 以下同じ。)を受けるべき者を 確定するため10月1日から10月 31日まで株主名簿の記載の変 更を停止する。 但し、中間配当を行なわない ときは予め公告して停止しな

(2) 中間配当(商法第293条の5の

(3) 第10条の定時株主総会において権利を行使すべき株主は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載の株主とする。

いことがある。

(4) 前各項のほか必要ある場合は 予め2週間前に公告して臨時 に株主名簿の記載の変更を停 止し、または商法第224条の3 の規定による基準日を定める ことができる。

(議決権の代理行使)

- 第13条 株主は当会社の議決権ある他 の株主を代理人として議決権 の行使を委任することができ る。
 - (2) 前項の場合、代理人はその代理権を証する書面を当会社に提出するものとする。

変 更 後 定 款

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

- 第9条 当会社は毎年4月1日から4 月30日まで株主名簿の記載<u>ま</u> たは記録の変更を停止する。
 - (2) 中間配当(商法第293条の5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。)を受けるべき者を確定するため10月1日から10月31日まで株主名簿の記載または記録の変更を停止する。但し、中間配当を行なわないときは予め公告して停止しないことがある。
 - (3) 第10条の定時株主総会において権利を行使すべき株主は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主とする。
 - (4) 前各項のほか必要ある場合は 予め2週間前に公告して臨時 に株主名簿の記載または記録 の変更を停止し、または商法 第224条の3の規定による基準 日を定めることができる。

(議決権の代理行使)

第13条 (現行どおり)

(2) 前項の場合、株主または代理 人はその代理権を証する書面 を当会社に提出するものとす る。

変 更 前 定 款

変更後定款

(取締役の選任)

第16条 取締役は株主総会において選 任する。

- (2) 取締役の選任には発行済株式 総数のうち議決権ある株式数 の3分の1以上に当たる株式 を有する株主の出席を要する。
- (3) 取締役の選任決議は累積投票 によらない。

(取締役の選任)

第16条 (現行どおり)

- (2) 取締役の選任には総株主の議 <u>決権</u>の3分の1以上を有する 株主の出席を要する。
- (3) (現行どおり)

(監査役の選任)

- 第24条 監査役は株主総会において選 任する。
 - (2) 監査役の選任には発行済株式 総数のうち議決権ある株式数 の3分の1以上に当たる株式 を有する株主の出席を要する。

(監査役の選任)

第24条 (現行どおり)

(2) 監査役の選任には<u>総株主の議</u> <u>決権</u>の3分の1以上を有する 株主の出席を要する。

(株主配当金)

第32条 株主配当金は毎決算期の最終 における株主名簿及び実質株 主名簿に記載<u>の</u>株主または質 権者にこれを支払うものとす る。

(株主配当金)

第32条 株主配当金は毎決算期の最終 における株主名簿及び実質株 主名簿に記載または記録され た株主または質権者にこれを 支払うものとする。

(中間配当)

第33条 当会社は取締役会の決議をもって毎年9月30日最終における株主名簿及び実質株主名簿に記載の株主または質権者に中間配当を行なうことができる。

(中間配当)

第33条 当会社は取締役会の決議をもって毎年9月30日最終における株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者に中間配当を行なうことができる。

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
(転換社債の発行のあった場合転換によ	
り発行された株式に対する配当金)	
第35条 転換社債の転換により発行さ	(削除)
れた株式に関する最初の配当	
金もしくは中間配当金は、転	
換の請求が4月1日から9月	
30日までになされたときには	
4月1日に、10月1日から翌	
年3月31日までになされたと	
きには10月1日に転換があっ	
たものとみなして支払うもの	
<u>とする。</u>	

以上